

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

コーポレートガバナンスに求められるものは、『公正、透明、説明責任と果たすべき義務』だと認識しておりますが、情報開示を進めていく中で、前述の要素が満たされているかどうかを常に検証していくことが大切であると考えております。

当社では、平成11年6月に執行役員制度を導入し、経営の執行とその監視体制を明確に区分することとしました。取締役と執行役員で構成する役員会を中心とした迅速な意思決定とそれに基づく業務執行体制、さらにその執行状況を厳しく監督する取締役会が当社のコーポレートガバナンスの根幹であり、その結果につきましては適宜ディスクロースをしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社小野木興産	2,815,789	16.30
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	767,900	4.44
株式会社大垣共立銀行	710,037	4.11
株式会社十六銀行	705,264	4.08
株式会社三菱東京UFJ銀行	704,946	4.08
トーカイ共友会	701,338	4.06
岐阜信用金庫	672,000	3.89
小野木 孝二	530,296	3.07
株式会社北陸銀行	525,745	3.04
THE BANK OF NEW YORK - JASDECNON - TREATY ACCOUNT	411,900	2.38

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新 東京 第二部、名古屋 第二部

決算期 3月

業種 サービス業

(連結)従業員数 1000人以上

(連結)売上高 100億円以上1000億円未満

親会社 なし

連結子会社数 10社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社グループでは、これまで当社内の監査室に加え、重要性の高い子会社の内部監査体制は、より現場に近いレベルでの監査と改善サイクルを充実させるため、平成18年4月にはたんぼぼ薬局株式会社、平成20年1月には株式会社トーカイ(四国)にそれぞれ監査室を設置しております。また、当社監査室は子会社の監査室に対して、必要に応じて監査の方法等の助言及び指導を行い、内部監査機能の強化を図っております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任していない

現状の体制を採用している理由

当社では、監査役制度を採用し4名の監査役が監査に携わっており、うち2名は会社法第2条第16項に定める社外監査役の資格要件を満たしております。このように2名の社外監査役を含む4名の監査役が取締役の職務執行を監査しており、経営の監視機能を十分に果たしていると考えております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	4名

監査役と会計監査人の連携状況

定例監査役会を決算については四半期に一度、その他の業務に関する監査役会は毎月開催しております。決算に関する監査役会では、会計監査人から四半期ごとの監査レビューや決算の内容についての報告を受け、その相当性を評価しております。

監査役と内部監査部門の連携状況

当社の監査室が行う内部監査に立会い、その問題点を共有しています。内部監査が行われる前には予想される問題点について話し合い、監査後の講評の際は、監査室とは違った角度から問題点を指摘しております。また、その結果につきましては、監査役、監査室がそれぞれの視点で代表取締役へ報告しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
川島 和男	弁護士									○
服部 卓郎	その他									○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
川島 和男	――	弁護士の立場から、法律面のチェックをお願いしています。

その他社外監査役の主な活動に関する事項 更新

平成20年度の活動状況は、26回開催の取締役会のうち、川島監査役は25回、服部監査役も25回出席しました。また、監査役会は13回開催され、川島監査役は12回、服部監査役は13回すべてに出席しました。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

一定の金額を取締役の報酬と定めており、その水準は取締役の職務内容や当社の状況を勘案し相当と思われる金額としておりまして、その他インセンティブの付与は行っておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

開示手段

有価証券報告書

開示状況

全取締役の総額を開示

該当項目に関する補足説明

平成20年度の取締役の年間報酬総額は7名で2億10百万円でした。なお、左記以外に、取締役2名に対し非金銭的報酬として借上げ社宅を提供しており、当社が家賃の一部として負担した額は2百万円でした。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の招集を通知する際に、取締役会の議案について事前説明を行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

当社の取締役は7名で、毎月1回定時取締役会を開催しており、業績の進捗管理と併せて種々の経営上の問題点について議論を重ね対策を検討しております。なお、激しい経営環境の変化に対応するために取締役の任期は1年とし、その責任の所在を明確にする体制になっております。執行役員は8名で構成され、取締役も参加する役員会は月に2回開催され、業務執行状況の報告と重要な施策に関する議論を行っています。

法務面につきましては、弁護士事務所と顧問契約を結び適宜適切なアドバイスを受けております。また、会計監査人である監査法人トーマツからは定期的に監査を受けており、その厳正なる会計監査はアカウンタビリティの向上に資するものと考えております。会計監査は監査法人トーマツ所属の西松真人、鈴木晴久両氏が担当しておりますが、いずれも監査年数は7年以内であります。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法廷発送通知期限より1週間早く招集通知を発送しました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	平成20年度は、7月18、19日名古屋証券取引所主催の名証IRエキスポ2008に、9月19、20日に野村証券主催の東海三県資産管理フェア2008にそれぞれ出展し、常務取締役の安藤が業績についての説明を行いました。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	平成20年度は、平成21年3月期第2四半期決算説明会を11月27日に、平成21年3月期決算説明会を6月2日に、アナリスト・機関投資家向け説明会を東京・大手町で開催。30名ほどのアナリストなどに出席していただき、代表取締役社長の小野木が業績についての説明を行いました。	あり
IR資料のホームページ掲載	URLは、 http://www.tokai-corp.com/finance/ です。決算短信、報告書、電子公告および適時開示資料を掲載	なし
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署は企画広報部企画広報課で、IR担当役員は常務取締役安藤が兼務しております。また、IR事務連絡責任者は企画広報部谷口です。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	トーカーイ憲章の中で顧客満足を優先する経営、仕事を通じての社員の人間的な成長を謳っており、当社グループの行動規範の基となっています。

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

更新 内部統制システム構築の基本方針

1. 取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、制定された「トーカイグループ コンプライアンスマニュアル」に従う。また、企業倫理とコンプライアンスに関し、定期的に研修を受け自らの問題として捉え、その周知・教育・推進を図る。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、文書取扱規程にもとづき、重要な職務執行及び意思決定に係る情報を、文書もしくは電磁的方法により記録し、保管する。

3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

取締役は、リスク管理のために、必要に応じ管理規程、ガイドライン、マニュアル等を制定して配布し、従業員を対象とする講習を行う。損失の危機が現実化した際には、迅速に対応するための組織を設置し、被害の拡大を防止する。また、監査室において、定期的に内部監査を行い、損失の危機の発生を防止し、リスク管理体制をチェックする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社において、業務の効率化を確保するため、執行役員制を採用し、当社および当社グループでは、事業の内容に応じて、事業部制、子会社制を導入する。そして、取締役、執行役員および重要な子会社の代表取締役で構成する役員会を、月2回定期的に開催し、迅速な意思決定と効率的な業務を行う。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

従業員は、制定された「トーカイグループ コンプライアンスマニュアル」を遵守する。取締役は、従業員に対して、「トーカイグループ コンプライアンスマニュアル」の周知・教育を図り、コンプライアンス遵守を推進する。監査室において、内部監査を実施して、従業員の業務運営の状況を把握し、職務執行の適合性等について評価し、改善を図る。従業員が直接情報提供を行うための内部通報制度を活用し、会社は適切な対応をとる。その際会社は、通報内容を守秘し、通報者に対して不利益な扱いを行わない。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループの重要な子会社の社長と、それぞれ責任を負う親会社の執行役員を任命し、それぞれコンプライアンス遵守とリスク管理体制についての権限と責任を与え、同時に、監査室がこれを補佐して、企業集団における業務の適正を確保する。

7. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び当社グループでは、財務報告の信頼性を確保する体制の整備と運用に関する基本的な事項を規定する「財務報告に係る内部統制に関する基本方針（内部統制基本方針）」を定め、内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムの整備・運用を行う。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備あれば必要な是正を行うことにより、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

8. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役または監査役会から、専属の補助者の要求があった場合は、補助者を配置する。

9. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役及び監査役会の補助者は、監査役および監査役会の指揮命令に服し、その人事・報酬については監査役及び監査役会の意見を聞く。

10. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、下記事項について、監査役に報告する。

- (1) 取締役及び執行役員が決定した重要事項
- (2) 内部監査の結果
- (3) 会社に著しい損害が発生する危険が現実化した場合は、その内容

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役が上記2により保管する文書および電磁的方法による記録を、必要に応じ、閲覧できる。また、監査役は、必要に応じ役員会等重要な会議に同席でき、意見交換を実施し、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図る。監査役は、内部監査部門の責任者から、監査の実施状況及び業務遂行の報告を受けることができる。

当社グループでは、平成16年12月に「トーカイグループ コンプライアンス マニュアル」を制定し、その中で取締役、監査役、執行役員及び社員の役割と責任を明確に規定しています。個人情報保護については、平成17年3月に個人情報保護方針を策定し、ホームページ上で公開しています。また、平成18年4月にはコンプライアンス経営に資するものとして、公益通報の相談窓口を設置しました。また、反社会的勢力との関係断絶については、基本的な考え方を前述の「トーカイグループ コンプライアンス マニュアル」に明記し、社会的責任および企業防衛の観点から断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断・排除することとしております。さらに、関係行政機関や法律の専門家と緊密に連携を取り、適切なコンプライアンス体制構築・維持に対する助言を求めています。

反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止するための当社の基本的な考え方は以下のとおりです。

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との関係遮断については、基本的な考え方を「トーカイグループ コンプライアンスマニュアル」に明記し、社会的責任及び企業防衛の観点から毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。事案の発生時には、関係行政機関や法律の専門家と綿密に連携をとり、組織全体として速やかに対処する。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1) 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

統括責任部署は総務部が担当し、各本部、支店及び営業所の責任者が不当要求防止責任者となっております

(2) 外部の専門機関との連携状況

当社は岐阜県企業防衛対策協議会に所属、財団法人岐阜県暴力追放運動推進センターにも賛助会員として登録しており、この2団体の活動（暴力団等排除に関する意見交換、暴力追放県民大会等センター行事への参加、資料提供など）を通じて、意識徹底、情報収集にも努めているほか、関係行政機関や弁護士にもご協力をいただき、反社会的勢力からの業務妨害防止に備えております。

(3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

当社及び当社グループの取引先については、平成20年12月に全取引先に対する調査を、「取引先チェックシート」に基づきインターネット等も使って調査を行い、その後は新規取引が発生するたびに、同様の調査を行っております。また、反社会的勢力や当該フロント企業との関係が心配される産業廃棄物処理業者など4特定業種には、一層綿密な調査を行っております。

また、反社会的勢力の動きに関しては、警察関係や担当弁護士から、最新の情報を得よう努めております。

これら、得意先を含む各種情報は、総務部で一括管理しております。

(4) 対応マニュアルの整備状況

「トーカイグループ コンプライアンス マニュアル」を作成し、反社会的勢力に対する基本的な考え方を示しております。また、「行動規範」の中でも、反社会的勢力との関係断絶に関して記載し、平成20年8月に作成された従業員が携帯する「役員および従業員行動指針」にも、その内容が記載してあります。

(5) 研修活動の実施状況

a. 役員・管理職を対象として、今年平成21年7月6日に、岐阜中警察署に講師を依頼し、反社会的勢力に関係する人物や団体から不当要求があ

った場合の対処など、企業対応について研修を実施いたしました。

b. 新入社員研修、新任マネジャー研修、各事業本部研修の中で、就業規則、個人情報保護、人権問題、セクシュアルハラスメント、リスク管理等の具体的なテーマを取り上げて、規則・法令等の概要を理解するとともに、実務や職場生活における留意点について研修を実施しております。また、拠点監査時に監査室よりコンプライアンスに関する研修を実施しております。

V その他

1. 買収防衛に関する事項

当社は、事前警告型かつ買付ルール設定型で、外部委員会を設置する買収防衛策を導入しておりますが、その導入の目的や買収防衛策の概要につきましては、弊社ホームページ(<http://www.tokai-corp.com/finance/>)をご覧ください。なお、導入した買収防衛策の継続につきましては、平成19年6月28日開催の第52回定時株主総会で承認されました。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項
